

## 伊保木ぐるみ協議会規約

### 【名称・所在地】

第1条 本会は、伊保木ぐるみ協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務所を光市立伊保木コミュニティセンター(以下「センター」という。)内に置く。

### 【目的】

第2条 協議会は、住みやすい伊保木でいきいきと暮らしていくため、地区内の課題解決を目指し、自主的かつ主体的に地域活動を行うことを目的とする。

### 【事業】

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地区内の課題解決に向けた事業
- (2) 地区内の魅力の創造と安心、活性化に関する事業
- (3) 行政及び関係機関との連携協働に関する事業
- (4) その他目標達成に必要な事業

### 【会員】

第4条 会員は、当地区の4自治会の会員とする。

2 地区内外の協力者を賛助会員として積極的に受け入れる。

### 【役員】

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長は、センター館長をもって充てる。

3 副会長は、4自治会会長をもって充てる。

4 4自治会副会長は、役員その他として協議会の活動に参画する。

### 【役員を選出及び任期】

第6条 役員は総会において選出する。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期中において役員が交代した場合は、前任者の残任期間とする。

### 【役員の仕事】

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し協議会の運営を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。会長は、副会長の中からあらかじめ会長代理を指名する。
- (3) 理事は、協議会の運営に関する事項を審議する。
- (4) 監事は、協議会会計及び事業運営全般を監査し、これを総会に報告する。

#### 【事務局】

第8条 協議会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、会計、事務局員を置く。
- 3 事務局員は、センター職員をもって充てる。

#### 【会 議】

第9条 協議会の会議は、総会、役員会とし、必要に応じて部会を招集することができる。

- 2 会議に書記を置き、議事内容を記録し、事務局に報告する。
- 3 会議の決定事項は、会報等を配布し会員に報告する。
- 4 市地域担当職員は、オブザーバーとして、会議に出席できる。

#### 【総会】

第10条 会長は、年1回の通常総会、その他、必要に応じ臨時総会を招集する。

- 2 緊急を要する場合は役員会で決定し、総会で報告する。
- 3 総会の議長は、総会出席者の中から会長の指名したものが議長となる。
- 4 総会は、役員と各自治会の班長が出席し、半数以上の出席によって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
  - (2) 予算及び決算に関すること
  - (3) 役員の承認に関する事項
  - (4) その他会長が必要と認めた事項

#### 【役員会】

第11条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 役員会は、次の事項を議決する。
  - (1) 総会へ付すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) 緊急に処理する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### 【部会】

第12条 協議会は、第1条の目的達成のため、以下の部会を設置する。

- (1) 福祉部
- (2) 環境部
- (3) 活性化部
- (4) 教育文化部
- (5) 広報部

2 部会に部長及び副部長を置く。必要に応じて部員を置くことができる。

#### 【運営・活動】

第13条 伊保木いきいき夢プランは、協議会において積極的に推進するものとする。

- 2 事業実施に当たっては、事業ごとに実行組織を結成し、会員等に協力を求め、地区全体の取り組みとして推進する。
- 3 伊保木地区内に所在する活動団体の行う活動は、協議会の活動として推進する。
- 4 提起された事案は、必ず採決する。

#### 【会計】

第14条 協議会の会計は、会費、補助金、交付金、寄付金、その他の財源をもって充てる。

- 2 協議会は会員から会費を徴収することができる。会費額等は別に定める。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 4 積極的に助成金を活用する。

#### 【規約の改廃】

第15条 規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ改廃することができない。

#### 【補足】

第16条 協議会規約に定めない事項については、役員会で決定し、総会に報告するものとする。

#### 附 則

この規約は、平成28年4月10日に施行し、平成28年4月1日から適用する。  
(光市立伊保木公民館運営規則は廃止する。)

【参考資料】伊保木地区における活動団体

- 1 伊保木老人クラブ
- 2 いおき楽々会
- 3 園芸教室
- 4 五軒屋自主防災会
- 5 東伊保木自主防災会
- 6 西伊保木自主防災会
- 7 岩屋自主防災会
- 8 いおき道路見回り隊
- 9 嵯峨踊り保存会
- 10 和楽輪楽一座
- 11 青少年育成市民会議・伊保木地区会議
- 12 その他